

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置について

- 第64回予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和6年11月27日）において議論された、HPVワクチンのキャッチアップ接種の終了に向けた対応について、第59回予防接種・ワクチン分科会（令和6年12月16日）において賛成多数で了承された。
- 周知・広報に当たっては、委員意見を踏まえ適切に対応を行っていくこととなった。

第59回予防接種・ワクチン分科会における審議結果

- ① 令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること
- ② 経過措置の対象者については、従来のキャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子）に加え、令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる方（平成20年度生まれの女子）も対象とすること
- ③ 経過措置の期間については、ワクチンの添付文書の記載等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後、1年間とすること
- ④ 周知・広報にあたっては、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できるだけ速やかに情報提供を行う必要がある。また、経過措置の対象者が接種について検討・判断できるよう、その内容とあわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であること

予防接種法施行令の改正の内容（案）

- ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、HPVワクチンのキャッチアップ接種について、次に掲げる者を対象とする。
 - ① 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種している
 - ② 平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子
- ・ この政令は、令和7年4月1日から施行する。